論 強 文

リーマン・ショック後における 地域銀行の信用保証制度の利用状況*

近藤万峰

- 目 次
- 1. はじめに
- 2. 信用保証制度の運営状況
- 3. 推定モデルとデータ
- 4. 分析結果
- 5. おわりに

要旨

本稿では、リーマン・ショックや欧州債務危機の影響により、世界的に景況が厳しい中において、緊急保証制度等の特別措置がとられている近年の信用保証制度に注目し、どういった財務属性を持つ地域銀行が、同制度を多く利用しているかを実証的に分析した。

その結果、大規模な地銀は、優良顧客との取引が多いためか、同制度を利用しない傾向にあることが示された。また、財務の健全性の低い地域銀行が、同制度に過度に依存しているわけではないことも明らかにされた。

一方で、不良債権を多く抱えている地銀ほど、同制度を多用する傾向にあることも見出されている。 これが、実際にモラルハザードによるものであるかを今後検証する必要がある。

キーワード

信用保証制度, 緊急保証制度, 地銀, 第二地銀, 財務の健全性

1. はじめに

中小企業が、わが国の経済活動を支える上で、不可欠な存在であることに異論はないだろう。 そのため、中小企業が事業活動を営む上で必要な資金が、滞りなく供給されている必要がある が、大企業に比べ、情報の非対称性が大きい上、デフォルトリスクが高いケースもあることか ら、市場における自力での資金調達は難しく、銀行などの金融仲介機関による金融仲介が必要 となっているのが現状である。

しかし、銀行に、自己資本比率規制が課されていることなどの影響から、バブル崩壊後において顕著に見られたように、とりわけ不況時に、中小企業に対する貸し渋りや貸し剥がしが深刻化することがある。つまり、中小企業融資に付随するリスクを銀行などの金融仲介機関にすべて負わせようとすると、中小企業に対する資金供給が円滑に行われなくなる恐れがあるのである。リーマン・ショック後においても、こうした懸念から、政府が、中小企業に対する様々な資金繰り政策を実施してきた。緊急保証制度(信用保証制度の1種)、セーフティネット貸付、中小企業金融円滑化法などがそれである。

しかし、こうした資金繰り政策の中には、借り手の中小企業や貸し手の金融機関のモラルハザードを助長しかねないものも存在する。例えば、中小企業や住宅ローンの借り手が返済条件の緩和を金融機関に求めてきた際に、その要望にできる限り応じる努力義務を金融機関に課す中小企業金融円滑化法では、借り手が、返済に行き詰まれば、同法を活用して返済条件を変更してもらえば良いという安易な考えを持つようになり、債務を約束通りに返済する努力を怠るというタイプのモラルハザードが発生する可能性がある10。

また、信用保証制度では、デフォルトが発生した際に、信用保証協会による代位弁済が行われるため²⁾、高いリスクプレミアムを要求できる信用力の低い企業に対し、同制度を活用した融資を積極的に行うという金融機関のモラルハザードを助長しかねない。他に、融資審査やモニタリングを通じた融資先の情報生産を十分に行わずして、デフォルトリスクを信用保証協会へ転嫁するというモラルハザードも起こり得る。一般に、高収益の獲得を通じて、財務の健全化を図る必要性に迫られている財務体力の脆弱な金融機関や、不良債権を多く抱えている金融機関ほど、こうしたモラルハザードを起こすインセンティブを持ちやすいものと考えられる。

そこで、本稿では、政府によってとられている中小企業への資金繰り政策のうち、緊急保証制度等の特別措置がとられている信用保証制度を取り上げ、どういった財務属性を持つ地域銀行が、同制度を多く利用しているかを実証的に分析することを目的としている。そのことを通して、前述のように、モラルハザードを起こすインセンティブを持ちがちな財務状態の良好でない地域銀行ほど、同制度を活用する傾向にあるのかを明らかにしていくこととしたい。

本稿の構成は、以下の通りである。第2節では、近年における信用保証制度の運営状況を、制度面と実施状況の双方から論じる。第3節では、推定モデルとデータについて説明する。第

4節では、推定結果を解釈し、財務の健全でない地域銀行によって、信用保証制度が多用されていないかを考察する。第5節では、本稿から得られた結論をまとめるとともに、今後の研究課題について論述する。

2. 信用保証制度の運営状況3)

(1) 近年における信用保証制度の変遷

信用保証制度とは、中小企業が、信用保証協会による保証付き融資を金融機関から受けることを希望する際に、信用保証協会へ申し込みを行い、審査にパスした場合に受けられるものである。保証を受ける中小企業は、信用保証協会へ信用保証料を支払い、元利金の返済が不能となった場合に、信用保証協会から金融機関へ代位弁済を行ってもらうこととなる。同制度がうまく機能することにより、不況時であっても、中小企業への資金供給が円滑に行われることが期待される。本項では、近年における信用保証制度に注目し、特筆すべき変更点について論じていくこととする。

2007年10月より、信用保証制度における「責任共有制度」が導入された。従来は、信用保証付き融資に付随するデフォルトリスクを信用保証協会が100%請け負ってきたが、同制度の導入に伴い、(一部の保証を除き)信用保証付き融資のデフォルトリスクのうち、80%分を信用保証協会が引き受け、残りの20%分については、融資を行った金融機関が負担することとなった⁴⁾。これは、金融機関がモラルハザードを起こすインセンティブを軽減させるための措置である。

2008年10月に、「原材料価格高騰対応等緊急保証制度(以下、緊急保証制度)」の運用が開始された⁵⁾。同制度は、原油・原材料価格や仕入れ価格の高騰の影響を強く受けている545業種に属し⁶⁾、売上高の減少等について市区町村長の認定を受けた中小企業を対象として、民間金融機関からの融資の返済を信用保証協会が保証するものである⁷⁾。対象となる中小企業は、一般保証とは別枠で、無担保保証で8千万円まで、普通保証で2億円までの保証が受けられることとなった。

同制度は、責任共有制度の対象外のものであり、同保証付き融資のデフォルトリスクを信用保証協会が100%請け負う。同制度は、この時点においては、1年半の時限措置とされており、保証枠は20兆円に定められていた。同保証が受けられる対象業種は、3ヶ月毎に見直されることとなっており、時を経る毎に徐々に増加していったが、同制度が後述の「景気対応緊急保証制度」に切り替わる直前の2009年12月には、793業種にまで対象が拡大された。

2009年4月に決定された「経済危機対策」において、緊急保証制度の保証枠が、前述の20兆円から30兆円へ拡大された。また、従来、無担保保証の取り扱いは、無担保保険の上限である8千万円までとし、普通保険の2億円分の保証については、担保による保全を原則求めてきたが、信用力が高く、実質的な保全が可能であると各信用保証協会が判断する場合は、8千万円を超える無担保保証のニーズに対し、普通保険での無担保保証によって柔軟に対応することと

なった。

2009年12月には、「条件変更対応保証制度」の運用が始められた。同制度は、同年同月より、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(第1節において論じた中小企業金融円滑化法)」が施行されたのを受け、公的金融機関による支援を受けていない中小企業に対する民間金融機関の条件変更を促すことが目的とされていた⁸⁾。同制度による保証割合は40%であり、保証限度額は2億8千万円(8千万円超の無担保保証も相談可)とされた。申し込み受付期間は、2011年3月末までであった。

2010年2月には、緊急保証制度の終了期限(2010年3月末)を前倒しして、「景気対応緊急保証制度」の運用が開始された。同制度の対象業種は、一部の例外業種を除くすべてであり、これらの業種に属しており、売上高の減少等について、市区町村長の認定を受けたところが利用対象とされた。引き続き、責任共有制度の対象外のものとして信用保証協会による100%保証が実施されることとなった。また、同制度の保証枠は、緊急保証制度の利用枠である30兆円に6兆円が追加され、36兆円とされた。同措置の期限は、緊急保証制度のものを1年延長し、2011年3月末までとされた。

景気対応緊急保証制度は、当初の予定通り2011年3月末をもって終了することとなったが、2011年1月における経済産業省の報道発表には、2011年度以降の信用保証協会による100%保証の付いた資金繰り支援策として、「セーフティネット保証制度第5号(以下、セーフティネット保証5号)」、「小口保証制度」、および「創業関連保証等」が挙げられている。

セーフティネット保証5号は、特に業況の悪化している業種に属し、売上高の減少等の影響を受けている中小企業のうち、経営の安定に支障をきたしていると市区町村長が認定したところを対象とする制度であり、2011年度の上半期は、景気対応緊急保証制度による業種基準をさらに緩和して適用されることとなった⁹⁾。

小口保証制度は、業種を問わず、従業員数が20人以下で¹⁰、信用利用残高が1250万円以下の小規模企業を対象とする制度であり、創業関連保証等は、創業する者や創業後5年未満の者を対象とする制度である。

その後、2011年3月に、東日本大震災が発生したことに伴い、当初定められていたセーフティネット保証5号の中身が見直され、2011年度上半期においては、緊急避難的に、原則全業種が同保証を受けられることとなった。さらに、東日本大震災によって、直接、もしくは、間接的に被害を受けた中小企業者を対象とし、一般保証とは別枠で、セーフティネット保証5号や災害関係保証と合わせて¹¹⁰、無担保で1億6千万円、最大で5億6千万円まで信用保証協会による100%保証が受けられる「東日本大震災復興緊急保証制度」も2011年5月から実施されることとなった。

また、2011年9月には、東日本大震災と円高の影響を踏まえ、2011年度下半期においても、セーフティネット保証5号の対象を引き続き原則全業種とすることが公表された。さらに、円

高によって、売上高等が急激に減少している中小企業者を対象に、セーフティネット保証5号 の利用要件を緩和する措置もとられることとなった。

東日本大震災復興緊急保証制度も、2011年度下半期は、継続して実施されることとなった。

(2) 信用保証制度の実施状況

本項では、信用保証制度に基づく保証が、実際にどの程度実施されてきたかを時系列で概観 していくこととしよう。図1には、2009年4月から2011年8月までの信用保証協会が実施して いるすべての保証の承諾額の推移を、図2には、2011年3月末まで実施されていた緊急保証制 度による承諾額の推移を、それぞれ示した。

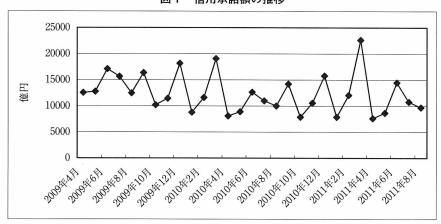


図 1 信用承諾額の推移

(出所) 信用保証協会のホームページ。

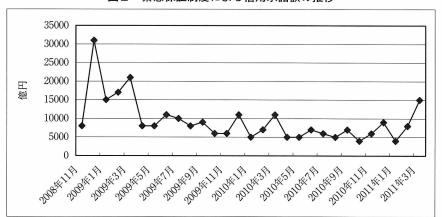


図2 緊急保証制度による信用承諾額の推移

(出所) 中小企業庁調べ。

図1からは、多額の保証承諾が行われた月の翌月には、いったん減少するものの、しばらくすると、増加に転じるという循環を繰り返す傾向が見られる。ここで対象となっている期間には、日本経済が、リーマン・ショック後の苦境から本格的に立ち直ったと言える時期が存在しなかったため、多くの保証承諾が行われてしばらくすると、再び信用保証に対するニーズが高まっていたことを反映しているものと考えられる。

ただ,そうした中にあっても,2010年4月から2011年2月までは,それ以前に比べ,承諾額が相対的に小さくなっており、中小企業の経営環境や資金繰りが改善しつつあったこと等がこのことに影響しているものと思われる。

また、前項において論じたように、2011年3月末をもって緊急保証制度が終了したが、最後における駆け込み需要が多かったためか、同月における承諾額が最も高くなっている。同月に発生した東日本大震災に対応すべく、信用保証制度を通じた資金繰り支援が多く行われたことも、このことに影響していると考えられる。

さらに、2011年4月以降の承諾額が、それ以前に比べ、大きく減少しているわけではないことにも注目される。これは、東日本大震災による被災企業向けの資金繰り支援が、信用保証制度を通じて活発に行われていること、長引く円高等の影響により、その他の地域の中小企業の中にも、未だ同制度による資金繰り支援を必要としているところが多く存在すること、等を反映していると考えられる。

図2を見ると、緊急保証制度が導入された直後に、中小企業による多くの申し込みとその承諾が行われていたことが分かる。その後、中小企業の資金繰りの改善等の影響により、とりわけ2010年4月以降における利用は落ち着きつつあったが、前述のように、同制度の終了間際には、多くの駆け込み需要があったと言える。

図3に、2009年4月から2011年8月までにおける信用債務残高の推移を示した。

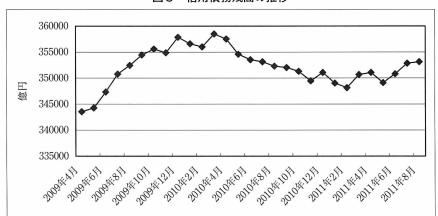


図3 信用債務残高の推移

(出所) 信用保証協会のホームページ。

すでに見てきたように、信用承諾が多く行われていた2010年3月頃までは、ストックの水準も増加し続けていたが、それ以降は、緩やかに減少している。しかし、東日本大震災が発生した2011年3月には、再び増加しており、同5月にいったん減少したものの、それ以降は、増加が続いている。やはり、被災した中小企業や震災による間接的な被害を被った中小企業に対する資金繰り支援が、同制度を通じて行われていることを反映しているものと考えられる。

図4には、2009年4月から2011年8月までの信用保証協会による代位弁済額の推移を示した。

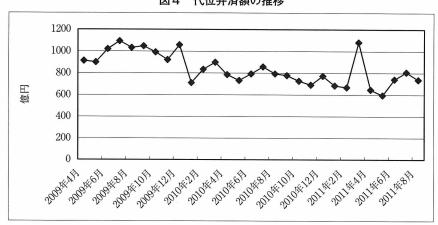


図4 代位弁済額の推移

(出所) 信用保証協会のホームページ。

2009年12月頃までは、マクロ的な景況の悪化と中小企業を取り巻く経営環境の厳しさを映してか、多額に上る代位弁済が行われていたが、それ以降は、増減の波はあるものの、以前に比べると、低水準で落ち着いていた。しかし、東日本大震災の発生に伴い、2011年3月には、最高値をとった2009年7月に次ぐ水準の代位弁済が行われており、今後も、景況次第では、大きく増加する局面が出てくるかもしれない。

3. 推定モデルとデータ

(1) 推定モデル

家森 (2001, 2004) は、財務状態の良好でない地域銀行ほど、信用保証制度を利用しているかを2000年3月末のクロスセクションデータを用いて分析し、同時点においては、そうした傾向が見られなかったことを示している¹²⁾。しかし、リーマン・ショック後の厳しい景況下において、金融機関がデフォルトリスクをまったく負わなくても済む緊急保証制度が、2008年10月から2011年3月末まで大規模に実施されていたし、前節で論じたように、それ以降も、類似した制度が継続されているため、現在も、家森 (2001, 2004) の分析時期における状況と同様であるかについては定かでない。そこで、本稿では、現在においても、財務の健全でない地域銀行に

よって、信用保証制度が多用されていないかを検証していくこととする。

具体的には、2011年 3 月末のクロスセクションデータを用いて¹³⁾、家森 (2001, 2004) と同様に、下記の(1)式を推定してみることとする¹⁴⁾。回帰に当たっては、誤差項の分散不均一の可能性を考慮し、標準誤差を White heteroskedasticity-consistent errors で算出する。

$$Guarantee_i = c_0 + c_1 \log Asset_i + c_2 Nonperform_i + c_3 Capital_i + c_4 ROA_i$$
 (1)

添え字iは、i銀行を指している。Guaranteeは、信用債務比率であり、信用債務残高を中小企業向け貸出残高で除すことによって算出している。この比率の高い銀行ほど、中小企業へ融資する際に、信用保証制度を利用していることとなる。

Asset は、総資産であり、規模の代理変数である。規模の大きい銀行ほど、規模の経済性が働きやすいため、財務体力に余裕があるかもしれない。また、大規模な銀行ほど、信用力の高い企業との取引が多かったり、リスク管理能力が高かったりするのであれば、そもそも信用保証制度を利用する必要性に迫られていないかもしれない。こうした理由により、大規模な銀行ほど、同制度を利用しない傾向にあるのであれば、Asset の係数は、有意なマイナスの符号をとることとなる。

Nonperform は、不良債権比率であり、リスク管理債権額を貸出残高で除すことによって算出している。すでに多くの不良債権を抱えている銀行は、さらなる不良債権の増大を恐れ、信用保証制度を多用して、不良債権の新規発生を安易に抑えようとするインセンティブを持ち得る。また、不良債権の多い銀行の中には、融資審査やモニタリングを通じた情報生産に長けていないところも多くあると思われるが、こうした銀行が、同制度が存在するがために、自らの情報生産能力を高める努力を怠り、融資に伴うデフォルトリスクを信用保証協会へ転嫁すれば良いと考えるかもしれない。こうした行動をとるインセンティブを持ち得る不良債権比率の高い銀行ほど、同制度を利用しているのであれば、Nonperformの係数は、有意なプラスの符号をとることとなる。

Capital は、自己資本の充実度であり、財務の健全性の代理変数である。地域銀行には、BIS 基準適用行と国内基準適用行が混在しているため、杉原・笛田 (2002)、永田 (2010) 等の先行研究と同様に、BIS 基準適用行については、自己資本比率から達成が義務づけられている 8 %を差し引き、国内基準適用行については、自己資本比率から達成が義務づけられている 4 %を差し引くことによって算出している。財務の健全でない銀行ほど、デフォルトに伴う損失を大幅に軽減、ないし完全に回避することを可能にする信用保証制度を利用し、高いリスクプレミアムを要求できるハイリスクな企業へ積極的に融資することを通じて、財務再建を図ろうとするインセンティブを持ち得る。また、自己資本に余裕がないことから、不良債権の処理コストを減らすために、同制度の安易な活用を通じて、不良債権の新規発生を避けようとするかもしれ

ない。こうした行動をとる可能性のある財務体力の低下している銀行ほど、同制度を多く利用しているのであれば、*Capital* の係数は、有意なマイナスの符号をとることとなる。

ROA は、総資産当期純利益率であり、収益力の代理変数である¹⁵⁾。利益率の低い銀行ほど、収益を高めるべく、高いリスクプレミアムを要求できる信用力の低い企業へ多くの融資を行い、そのリスクを信用保証協会へ転嫁するというモラルハザードを起こし得る。こうしたインセンティブを持ちがちな利益率の低い銀行ほど、信用保証を付けた融資を行っているのであれば、ROA の係数は、有意なマイナスの符号をとることとなる。一方、高収益を上げているということは、ハイリスクな経営を行っていることの裏返しである可能性もある¹⁶⁾。収益力の高い銀行ほど、ハイリスクな融資を活発に行っており、それに付随するリスクを同協会へ転嫁する傾向にあるのであれば、ROA の係数は、有意なプラスの符号をとることとなろう。このように、ROA の係数に関しては、相反する 2 つの解釈があり得る。

(2) データの概要

前項の(1)式における諸変数の記述統計量を表1に示した。また、地方銀行(以下、地銀)をサンプルとしたケースのそれを表2に、第二地方銀行(以下、第二地銀)をサンプルとしたケースのそれを表3に、それぞれ示した。

	Guarantee	Asset	Nonperform	Capital	ROA	ROE
平均	12.993	2914369	3.577	6.661	0.134	2.330
メディアン	12.363	2235383	3.207	6.700	0.174	3.835
最大値	29.960	12245341	8.832	12.370	0.735	16.559
最小値	0.039	229290	1.651	3.000	-1.655	-53.738
標準偏差	4.820	2399233	1.278	1.774	0.276	8.476
サンプル数	105	105	105	105	105	105

表 1 記述統計量(地域銀行全体)

表2	記述統計量	(地銀)
₹ ∠	50、70、水元(1) 重型	AIT ALL

	Guarantee	Asset	Nonperform	Capital	ROA	ROE
平均	12.375	3856026	3.183	7.152	0.188	3.831
メディアン	11.643	3385753	3.021	7.070	0.196	4.111
最大値	22.443	12245341	5.623	12.370	0.735	16.559
最小值	3.099	396281	1.716	3.770	-0.579	-22.871
標準偏差	3.974	2488770	0.822	1.811	0.177	4.662
サンプル数	105	105	105	105	105	105

	Guarantee	Asset	Nonperform	Capital	ROA	ROE
平均	13.921	1501884	4.168	5.924	0.053	0.079
メディアン	13.806	1120795	3.865	5.625	0.149	3.405
最大値	29.960	7378442	8.832	11.110	0.339	7.699
最小値	0.039	229290	1.651	3.000	-1.655	-53.738
標準偏差	5.794	1352257	1.590	1.447	0.367	11.863
サンプル数	105	105	105	105	105	105

表3 記述統計量(第二地銀)

Guarantee の平均値を地銀と第二地銀とで比較すると、第二地銀のほうが若干高い値をとっている。また、最大値については、第二地銀のほうがかなり高くなっている。後述するように、第二地銀は、地銀に比べ、財務体力の脆弱なところが相対的に多いため、そうした第二地銀が、財務の建て直しなどを目的として、同制度を頻繁に利用しているのであれば、問題視すべきであろう。

Nonperform と Capital の平均値を地銀と第二地銀とで見比べると、いずれも地銀のほうが良好であることが分かる。しかし、最悪値(Nonperform については最大値、Capital については最小値)については、地銀も決して良好ではないため、地銀全体の健全性が高いとは言い難い。また、両業態の ROA と ROE を見比べると、地銀のほうが圧倒的に高い利益を上げていると言える。

本稿で用いるデータの出所は、以下の通りである。各行の信用債務残高のデータは、中小企業庁のホームページにおいて公表されているものを利用した。各行の自己資本比率のデータは、『全国銀行財務諸表分析』から引用した。各行の総資産、リスク管理債権、貸出金、自己資本および当期純利益のデータは、日経ニーズのものを利用したが、同データベースにおいて欠落している分については、『全国銀行財務諸表分析』を使って補った。各行の中小企業向け貸出金のデータについても、日経ニーズのものを利用しているが、欠落分については、各行のディスクロージャー誌を参照して補った。

4. 分析結果

(1) 地域銀行全体の推定結果

本項では、すべての地域銀行をサンプルとして、どういった属性を持つ地域銀行が、信用保証制度を多く利用しているかを分析していこう。前節の(1)式を推定した結果を表4に示した。

	係数 (t 値)	
定数項	30.506*** (2.720)	
Asset	-1.558** (-2.285)	
Nonperform	0.613 (1.254)	
Capital	0.427* (1.952)	
ROA	0.728 (0.704)	
修正済み R ²	0.094	
サンプル数	105	

表 4 推定結果(地域銀行全体)

(注) *** は1%水準, ** は5%水準, *は10%水準で有意であることを示している。

Asset の係数が、5%水準で有意なマイナスの符号をとっている。つまり、大規模な地域銀行ほど、中小企業への融資に際して、信用保証を付けていないこととなる。これは、大規模な地域銀行のほうが、信用リスクの低い優良企業との取引が相対的に多いことを反映していると考えられる。また、大規模な地域銀行のほうが、規模の経済性が働きやすいため、財務体力に余裕があることや、リスク管理に優れていることなどから、信用保証制度に過度に依存する必要性に迫られていないことも影響していると思われる。

Capital の係数が、10%水準で有意なプラスの符号をとっている 17 。ここから、自己資本に余裕のある地域銀行ほど、信用保証制度を利用していることが分かる。換言すれば、財務の健全でない地域銀行が、財務再建のために、信用保証付き融資を多く行い、高い利息収入を得ようとする傾向は見出せなかったこととなる 18 。

なお、収益力の指標として、ROA の代わりにROE(自己資本当期純利益率)を用いた推定も行ってみたが、表4とまったく同質の結果が得られた。

(2) 業態別の推定結果

本項では、サンプルを地銀と第二地銀とに分け、業態別の分析を行うこととしよう。推定結果は、表5の通りである。

まず、地銀の結果を見ていくと、表4における地域銀行全体の結果と同じく、Asset の係数が、1%水準で有意なマイナスの符号をとっている。大規模な地銀は、地域において強い交渉力を持っており、信用保証を付ける必要性の低い優良な顧客との取引が多いことを反映していると考えられる。

また、地域銀行全体の結果とは異なり、Nonperformの係数が、5%水準で有意なプラスの符号をとっている。つまり、不良債権を多く抱えている地銀ほど、信用保証制度を利用していることとなるが、これは、家森(2001, 2004)においては見られなかった傾向である。第3節にお

業態名	地銀	第二地銀		
	係数(t 値)	係数(t 値)		
定数項	39.927*** (3.474)	25.602 (1.126)		
Asset	-2.149*** (-3.124)	-1.590 (-1.001)		
Nonperform	1.425** (2.472)	0.468 (0.724)		
Capital	-0.018 (-0.071)	1.428** (2.142)		
ROA	0.850 (0.488)	0.545 (0.317)		
修正済み R ²	0.218	0.023		
サンプル数	63	42		

表5 推定結果(業態別)

(注) *** は1%水準, ** は5%水準, * は10%水準で有意であることを示している。

いて論じたように、不良債権の多い銀行は、一般に適切な情報生産が行えていないものと考えられるため、こうした地銀が、デフォルトリスクを安易に信用保証協会へ転嫁している可能性がある。また、不良債権比率の高い地銀ほど、不良債権の新規発生を恐れるがゆえ、代位弁済が行われる信用保証制度を利用する傾向にあるのかもしれない。不良債権の多い地銀が、同制度をこうした目的で利用しているのであれば、問題視すべきであるが、前節の表2,3において見てきたように、地銀の不良債権比率は、第二地銀に比べ、相対的に低いため、このことが、必ずしも大きな問題につながっていない可能性もある190。

次に, 第二地銀の結果を見ると, Asset の係数は, マイナスの符号をとっているものの, 地銀とは異なり, 有意でない。ここから, 第二地銀の内部では, 相対的に規模の大きいところであっても, 地域において, 地銀ほどの強い交渉力を持ってはおらず, 大規模な第二地銀ほど, 優良企業との取引が多いとは限らない様が窺える。また, 大規模な地銀に比べ, 規模の経済性が働きにくかったり²⁰⁾, リスク管理に必ずしも長けていなかったりすることも, このことの原因として考えられよう。

Capital の係数が、5%水準で有意なプラスの符号をとっており、自己資本に余裕のある第二地銀ほど、信用保証付き融資を行っていることとなる。裏返せば、財務の健全でない第二地銀が、財務の立て直しや自己資本の減少要因である不良債権の処理コストを減らすことを目的として、同制度を多用しているわけではないと言えよう²¹⁾。

Nonperform の係数は、プラスの符号をとっているものの、地銀とは異なり、有意でない。表 2、3 において示されているように、第二地銀の不良債権比率は、地銀に比べ、相対的に高いため、不良債権を多く抱えている第二地銀が、信用保証制度を利用するインセンティブは高いものと考えられるが、そうした第二地銀によって、同制度が多用されているわけではないこととなる。

また、ここにおいても、利益の変数として、ROA ではなく ROE を用いた推定を行ってみたが、結果は、表5と同質であった。

5. おわりに

本稿では、リーマン・ショック後の厳しい景況下において、金融機関がデフォルトリスクを まったく負わなくても済む緊急保証制度等の措置がとられている近年に注目し、どういった財 務属性を持つ地域銀行が、信用保証制度を多く利用しているかを実証的に分析してきた。

その結果, 地域銀行の中でも, 特に地銀は, 大規模なところほど, 同制度を活用していないことが明らかにされた。第二地銀の分析結果からは, こうした傾向が検出されなかったことを考慮すると, 大規模な地銀は, 地域において強い交渉力を持っており, 優良な顧客との取引が相対的に多いため, 同制度を頻繁に利用する必要性に迫られていないと解釈することができよう。また, 大規模な地銀ほど, 規模の経済性が働きやすかったり, リスク管理に長けていたりすることも, このことに影響しているものと思われる。

また、とりわけ第二地銀については、自己資本の充実度で評価した財務の健全性の高いところほど、同制度を利用していることが明らかにされた。地銀においても、同変数が、少なくとも有意なマイナスの符号をとっていないことを考慮すると、財務の健全性の低い地域銀行が、財務の建て直しや自己資本の減少要因となる不良債権の処理コストを減らすことを目的として、同制度を多用しているわけではないと言えよう。

一方で、地銀において、モラルハザードを起こすインセンティブを持ちやすいと考えられる不良債権比率の高いところほど、同制度を利用しているという、家森 (2001, 2004) においては見られなかった傾向が検出された。これは、不良債権の多い地銀が、さらなる不良債権の増大を恐れ、同制度の活用を通じて、不良債権の新規発生を抑制しようとしていること等を反映している可能性がある。もし、そうであるならば、問題視されるべき行動であるが、第3節において概観したように、地銀の不良債権比率は、第二地銀に比べ、相対的に低いため、こうした行動が必ずしも大きな問題につながっていない可能性もある。

最後に、本稿に残された研究課題について論じておこう。第1点目は、本稿において検出された不良債権の多い地銀による信用保証制度の利用の多さが、実際にモラルハザードによるものであるかを検証することである。このことを正確に検証するのは難しいが、責任共有制度が実施されていた時期との比較を行うことによって、ある程度の傾向を見出すことが可能となる²²⁾。例えば、不良債権の多い地銀ほど、同制度を活用するという傾向が、緊急保証制度が導入されてから強まったとすれば、緊急保証制度は、不良債権の多い地銀によるモラルハザードを誘発しやすい性質を持っていることとなる。適切な信用保証制度の運営方法を考察するためには、この点を明らかにする必要があるだろう。

第2点目は、信用保証制度が、中小企業の経営環境の改善²³、ひいては、地域経済の発展に

貢献できているかを明らかにすることである²⁴⁾。本稿では、銀行側の利用状況に着目した分析を行ってきたが、本制度が果たすべき目的を達成できているかを検証すれば、本制度の存在意義を含めた全体像に迫ることが可能となるであろう²⁵⁾。

* 筆者が本学へ赴任してから、加藤先生には、一方ならぬ御気遣いを頂いた。先生にこれまでの感謝を申し上げるとともに、今後の御健康と御多幸をお祈りし、拙稿を捧げることとしたい。

注

- 1)近藤 (2011) は、企業による同法に基づく返済条件変更の要求に積極的に応じている地域銀行の属性について分析している。
- 2) 大熊 (2008) は、同制度に基づく代位弁済額が、地域毎に異なっている要因について分析し、貸出市場における地域金融機関のシェアが高い都道府県ほど、代位弁済が抑制されていること、地域の景況は、代位弁済額に影響を及ぼしていないこと、等を明らかにしている。
- 3)本節における論述内容は、本節のテーマの性質上、リーマン・ショック後に政府によってとられた企業金融円滑化のための施策等について分析している家森・近藤(2011)と重複する箇所もある。なお、本節の第(1)項は、全国信用保証協会のホームページと経済産業省の報道発表の内容を参考にして論述している。
- 4) 田原 (2004) は、諸外国における信用保証制度のリスクシェアリングの状況を紹介している。
- 5)2009年4月27日に,「緊急保証制度」へ名称が変更された。ただし、本稿では、名称が変更される前の制度を指す場合にも、緊急保証制度と呼ぶこととする。
- 6)業種数で61%,企業数で62%をカバーしている。
- 7) 同制度では、原材料価格の高騰の影響を受けている食品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業等や、 仕入れ価格の高騰の影響を受けている飲食店、卸売業、小売業等が、新たな対象業種として加えられている。
- 8) 公的金融の利用が一時的なものや少額にとどまるものなど、実質的に利用していないのと同等と認められる場合も利用対象となる。
- 9) ここより先は、景気対応緊急保証制度を指す場合にも、緊急保証制度と呼ぶこととする。
- 10) 商業、もしくは、サービス業を主たる事業とする事業者については、5人以下のところが対象となる。
- 11) 災害関係保証とは、今般の地震・津波等によって、直接的被害を受けた中小企業を対象に、信用保証協会が100%の保証を行う制度である。
- 12) 家森 (2001, 2004) は、さらに、どういった属性を持つ銀行において、代位弁済が多く発生しているかについても分析しているが、銀行別の代位弁済額のデータが、現在は公表されていないため、本稿では、こうした分析を行うことができなかった。
- 13) 中小企業庁のホームページにおいて公表されている銀行別の信用債務残高の年度末データは、2011年3月 のもののみであったため、本稿の分析においては、同月末のクロスセクションデータを用いることとした。
- 14) 安田 (2010) は、信用金庫(以下、信金)の信用保険残高の決定要因について推定を行っている。
- 15) 以上のような銀行の属性を表す変数の他に、都道府県別の企業倒産率や完全失業率等の地域市場の環境を表す変数を用いたほうが、より興味深い分析が行えるかもしれないが、これらの変数については、2011年3月末よりも古いデータしか得られなかったため、本稿では、家森(2001, 2004)と同じく、銀行の属性に関する変数のみを用いることとした。
- 16) Cantor and Packer (1997), Pottier and Sommer (1999), 近藤 (2008) 等の先行研究においても、レバレッジと *ROA* の大きい企業ほど、信用リスクが高い可能性があると解釈して分析を行っている。
- 17) なお、2000年3月末のデータを使った家森 (2001、2004) の推定結果においては、*ROA* の係数のみが、有意なプラスの符号をとっており、その他の変数は、有意な符号をとっていない。

- 18) Capital として, 自己資本を総資産で除した値を用いた推定も行ってみたところ, 同変数は, 有意な符号をとらなかった。この推定においても, 財務の健全性の低い地域銀行によって, 同制度が多用されているわけではないという結論は, 覆らなかったこととなる。なお, この推定においては, Asset の係数が, 10%水準で有意なマイナスの符号をとり, その他の変数は, 表4と同じく有意な符号をとらなかった。
- 19) 地銀をサンプルとして、注18) と同様の推定を行ってみたが、表5と同質の結果が得られた。
- 20) 筒井·野間 (1987a, b) 等を参照。
- 21) 第二地銀をサンプルとしたケースについても、注18) と同様の推定を行ってみたが、自己資本を総資産で除した変数は、有意な符号をとらなかった。ここからも、財務の健全でない第二地銀による同制度の多用はなかったと言える。他の変数の有意性は、表5と同質であった。
- 22) 近藤 (2010) は、愛知県の中小企業をサンプルとし、責任共有制度の対象債権とそうでない債権との金利設 定に違いが見られるかを分析することを通じて、金融機関のモラルハザードの有無を検証している。
- 23) 安田 (2010) は、同制度が、信金の融資行動に与えた影響を分析した結果、1単位の信用保証付き貸出の増加に対して、中小企業向け貸出残高が0.5単位増加することを示している。
- 24) 根本 (2008) は、アメリカ、イギリス、カナダ、韓国、およびイタリアを対象とした信用保証制度のパフォーマンス評価について分析した先行研究のサーベーを行っている。
- 25) 岡村・加藤 (2007) は、信用保証協会の X 非効率性が、経済厚生の増加分を上回る可能性を理論的に示している。

参考文献

大熊正哲 (2008)「信用保証、リレーションシップ・バンキングと地域金融―都道府県別パネルデータによる実証分析―」『早稲田経済学研究』第66号。

岡村宗二・加藤正昭 (2007) 「公的信用保証の経済学」『経済研究研究報告』(大東文化大学) 第20号。

近藤万峰 (2008) 「どのような信用金庫が格付けの取得に積極的か」『生活経済学研究』第27巻。

近藤万峰 (2010)「愛知県の中小企業融資における金利設定行動—信用保証利用企業のデータを用いた分析—」 家森信善編『地域の中小企業と信用保証制度—金融危機からの愛知経済復活への道—』中央経済社。

近藤万峰 (2011)「リレーションシップ・バンキング行政の下における地域銀行の中小企業金融円滑化法への取り組み―各行のディスクロージャーデータを用いた分析―」『会計検査研究』第44号。

杉原茂・笛田郁子 (2002)「不良債権と追い貸し」『日本経済研究』第44号。

田原宏 (2004)「信用保証制度を巡るリスクシェアリングの論点」『調査レポート』(中小企業金融公庫総合研究所) 第53号。

筒井義郎・野間敏克 (1987a)「わが国銀行業における規模の経済性―トランスログ費用関数および資本レンタル 価格の検討―」『大阪大学経済学』第36巻。

筒井義郎・野間敏克 (1987b)「わが国銀行業における規模の経済性とその源泉」『経済研究』(一橋大学)第38巻。 永田邦和 (2010)「預金市場の市場規律と不良債権問題」『生活経済学研究』第32巻。

根本忠宣 (2008) 「信用保証制度の経済効果とパフォーマンス評価」『中小企業総合研究』第9号。

安田行宏 (2010)「信用金庫の貸出行動と信用保証との関係についての実証分析」『東経大学会誌(経営学)』第 268号。

家森信善(2001)「21世紀における中小企業金融と信用保証制度のあり方」『信用保証』第102号。

家森信善 (2004) 『地域金融システムの危機と中小企業金融―信用保証制度の役割と信用金庫のガバナンス―』 千倉書房。

家森信善・近藤万峰 (2011)「グローバル金融危機に対する日本政府および日本銀行の政策対応とその効果の検証」 『会計検査研究』第43号。

Cantor, R. and F. Packer (1997) "Differences of Opinion and Selection Bias in the Credit Rating Industry," *Journal of Banking and Finance*, Vol.21, pp.1395-1417.

Pottier, S. W. and D. W. Sommer (1999) "Property-Liability Insurer Financial Strength Ratings: Differences across Rating Agencies," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.66, pp.621-642.

